

【国内募集型企画旅行：ご旅行条件】

このご旅行は、株式会社エイピーシーツーリスト(以下「当社」)が企画・募集し実施する旅行です。このご旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。このご旅行条件書は、標準旅行業約款(募集型企画旅行の部)の抜粋となりますので、全文は下記よりご覧下さい。

1. 旅行のお申込み

- (1)ご来店にてお申込みの場合は、所定の申込書と(別表1)の申込金をお支払いいただきます。
- (2)電話、郵便、ファクシミリ等でご予約の場合は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に(別表1)の申込金をお支払いいただきます。
- (3)申込金は、旅行代金、取消料、違約金の一部として取扱います。

2. お申し込み条件

- (1)①身体に障害をお持ちの方、②特別な手配を必要とする方は、その旨お申し出ください。該当するお客様には、お伺い書、健康診断書等を提出いただく場合があります。
- (2)①15歳未満の方のご参加は、特定のコースを除き、父兄又は保護者の同行を条件とします。②12歳以上18歳未満の方のご参加の場合は、当社が別途定めた一定条件に該当する場合を除き、保護者の同意書を提出していただきます。
- (3)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合はお申し込みをお断りすることがあります。

3. 旅行契約の成立時期

お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

4. 旅行代金について

- (1)子供代金は、小学校在学中のお子様へ適用します。ただし、航空機利用の場合等で小児運賃が適用になるときは、小学校就学前のお子様にも別途旅行代金を申し受けます。
- (2)旅行代金は、旅行開始日の15日前までにお支払いいただきます。

5. 旅行契約内容の変更、旅行代金の変更

- (1)当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止(欠航・不通・休業など)官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延・目的地空港の変更など)、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合は、理由を説明して、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- (2)運送・宿泊機関等の利用人員によって旅行代金異なる旅行の場合、当社の責任によらない事由によって利用人員が変更になったときは、旅行代金を変更することがあります。

6. お客様による旅行契約の解除

- (1)取消料のかかる場合
お客様は、いつでも(別表2)の取消料を当社に支払い、旅行契約を解除することができます。当社の責任とならないローン手続き等の事由による取消しの場合も取消料をいただきます。
- (2)取消料のかからない場合
以下に例示する旅行内容の変更が行われたときは、当社は取消料をいたしません。
 - ①旅行開始日または終了日の変更
 - ②観光地、観光施設、その他の旅行目的地の変更
 - ③運送機関の種類または運送会社の変更
 - ④運送機関の設備及び等級のより低いものへの変更
 - ⑤宿泊施設名の変更
 - ⑥宿泊施設の客室の種類、設備、景観の変更
 - ⑦ツアータイトル中に記載のあった事項の変更

7. 当社による旅行契約の解除

次に掲げる場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- (1)旅行開始前の解除
 - ①お客様が、当社が予め明示した参加旅行者の条件を満たしていないことが判明した時。
 - ②お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められる時
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる時。
 - ④契約締結の際に明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きい時
 - ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止など当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きい時。
 - ⑥所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけなかった時。
 - ⑦募集公告に表示した最少催行人員に達しなかった時。この場合は、旅行開始日の14日前(日帰り旅行場合は4日前)までに、お客様に通知します。

(2)旅行開始後の解除

- ①お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられない時。
- ②お客様が添乗員の指示に従わないなど、団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となった時。

8. 旅行代金に含まれているもの・含まれていないもの

- (1)旅行日程に明示した次の費用は、旅行代金に含まれています。
利用する運送機関の運賃・料金、宿泊料金、食事料金、観光料金(入場料・ガイド料等)、手荷物運搬料金(原則として、航空会社の規定の範囲内)
- (2)次の費用は旅行代金に含まれておりません。旅行日程に明示されていない飲食料金及びそれに伴う税、サービス料、チップ、超過手荷物料金、クリーニング代、電話代、チップ等の個人的性質の諸費用。傷害・疾病に関する医療費
- (3)希望者にみ参加のオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金など。

9. 当社の責任について

- (1)当社は、当社または当社の手配代行者の故意・過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
ただし、損害発生の日から起算して2年以内に通知があったときに限ります。
- (2)手荷物についての損害は、損害発生の日から起算して、14日以内に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償賠償します。
- (3)お客様が次に例示するような事由によって損害を被られたときは、当社は前記の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程も変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災、またはこれらのために生ずる旅
 - ①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程も変更もし
 - ③官公署の命令、伝染病による隔離
 - ④自由行動中の事故
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難
 - ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

10. 旅行中の損害の補償について

- (1)当社は、お客様が旅行の参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体または手荷物に被られた一定の損害について募集型企画旅行約款の特別補償規程に基づいて、所定の死亡補償金、後遺障害補償金及び入院見舞金、携帯品損害補償金をお支払いします。
- (2)旅行参加中に被られたお客様の損害が、例えば、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、自由行動中の山岳の登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、前記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (3)当社の旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施するオプションツアーについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

11. 旅程保証について

- (1)当社は、契約書面に記載した旅行内容に、次に掲げる変更が発生したときは、当社の旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いします。
 - ①旅行開始日または終了日の変更
 - ②観光地、観光施設、その他の旅行目的地の変更
 - ③運送機関の種類または運送会社の変更
 - ④運送機関の設備及び等級の低いものへの変更
 - ⑤宿泊施設の変更
 - ⑥宿泊施設の客室の種類、設備、景観の変更
 - ⑦ツアータイトル中に記載のあった事項の変更
- (2)前記にかかわらず、旅行内容の変更が次に掲げる事由による場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - (a)旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、(b)戦乱、(c)暴動
 - (d)官公署の命令、(e)欠航、不通、休業などの運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(f)遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(g)旅行参加者の生命又はは身体の安全確保のために必要な措置(h)第9項に基づく当社の責任が明らかであるとき(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます)

(3)お客様1名に対してお支払いする変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、支払うべき変更補償金の額が千円未満のときは支払いません。

(4)当社は、お客様の同意を得て、変更補償金の額に相当する価値の物品または旅行サービスを提供することで、金銭による変更補償金の支払いに替えることがあります。

12. 旅行管理(添乗員等)について

(1)当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて、旅程管理業務その他当該主催旅行に付随して当社が必要と認める業務をおこなわせることがあります。

(2)添乗員が同行しない場合は、当社または旅程管理業務を行う現地手配業者の連絡先を、契約書面または確定書面に記載します。

13. 確定書面(最終日程表)の交付期日

確定した旅行日程、主要な運送機関名や宿泊機関名等を記載した確定書面(最終日程表)は、旅行開始日の前日までに交付します。

ただし、旅行開始日に7日前以降にお申し込みの場合は、旅行開始日当日に交付することがあります。なお、確定書面の交付期日前であってもお問い合わせいただければ、手配状況についてご説明します。

14. その他

当書面に記載のない事項については、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。旅行業約款をご希望の方はご請求ください。

15. 取消料等

お申込み後、お客様の都合によりお取消しになる場合は、(別表)に定める取消料をお支払いいただきます。

別表1

旅行代金の額	お申込金(おひとり)
旅行代金が10万円以上	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が5万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が2万円以上5万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が2万円未満	5,000円以上旅行代金まで

別表2

コース	取 消 料	
	宿泊付旅行	日帰り旅行
開始日の前日から起算してさかのぼって	無 料	無 料
①21日目に当たる日以前の解除	無 料	無 料
②21日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	無 料
③10日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
④7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
⑤旅行開始日前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑥旅行開始日当日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

◇国内旅行傷害保険加入のすすめ◇

当社は、当社の旅行業約款により、お客様が主催旅行中に被られた損害について一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくために、お客様自身でも旅行傷害保険に加入されますようお願いいたします。お問い合わせ・お申し込みは当社係員までお願いいたします。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、
旅行業務取扱管理者におたずねください。

福井県知事登録旅行業第2-155号<全国旅行業協会正会員>

株式会社エイビーシーツーリスト

〒916-0053 福井県鯖江市日の出町2-1

TEL 0778-54-4511 FAX 0778-54-4522

総合旅行業務取扱管理者 出口浩行